

外国特許トピックス

2014年6月
特許業務法人 志賀国際特許事務所
(担当 外国事務部 原田雅史)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせ致します。

日米欧中韓 5 大特許庁 第 7 回長官会合の結果

去る 2014 年 6 月 6 日に韓国の釜山において日、米、欧、中、韓の五大特許庁（五庁）の長官会合が開催されました。五庁長官会合は 2007 年に第 1 回目の会合が開催されて以来今回で 7 回目となります。日本特許庁の公式発表では会合の結果は以下の通りとなっています（特許庁 HP より抜粋）。

① 特許制度調和

特許制度調和に向けて、産業界から出ていた要望をもとに、調和の議論を進める項目について、五庁間で検討がされたところ、本会合において、記載要件、出願人による先行技術の開示義務、発明の単一性の 3 項目が、五庁の枠組みにおいて優先的に調和に向けた議論を行う項目として合意されました。

② 審査の適時性に関するポリシー

我が国特許庁から、ユーザーが審査結果を適時に得られるようにすることについての共通認識をとりまとめたポリシーを提案し、五庁で合意しました。これにより、権利取得まで適時に審査が行われることの重要性が確認され、今後は、このポリシーを指針として、五庁がワークシェアリングに資する新たな枠組みの構築に取り組んでいくことが期待されます。

③ 特許審査情報の相互利用及び提供

昨年長官会合以降の進展として、五庁の特許審査情報を各庁の審査官がワンストップで取得可能なシステムが完成したこと（2013 年 7 月）、我が国特許庁が、WIPO とも協力して、このシステムを五庁以外にも拡大する取り組みを進め、他五庁に先駆け、英国、オーストラリア、カナダとも特許審査情報を共有するシステムを構築したこと（2014 年 3 月）について、報告されました。今次会合では、特許審査のワークシェアリングを促進するための特許審査情報を利便性よく参照できるグローバルなシステムの整備について意見交換されました。

上記の通り会合の公式結果報告は五庁の方向性の確認、合意を趣旨とする内容ですが、今回の長官会合に付随した各国特許庁間の話し合いで以下のような具体的な協力の合意、ユーザーへの新たなサービスの開始も発表されました。

1. 日米間での合意（2014 年 6 月 6 日釜山にて発表 - 2015 年 4 月 1 日にも開始見込）

- ① 米国が受理した特許協力条約に基づく国際特許出願について、その国際調査・国際予備審査を我が国が行うこと（＝我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大する）について基本的に合意した。試行の対象分野は、グリーン技術を優先して取り上げる。試行の対象案件は、3 年間で 5,000 件を目途とする。
- ② 日米の特許審査官が協働して審査を実施することにより、審査の質の向上を図ることについて基本的に合意した。技術的に内容が関連し、日米で一括して権利取得をしたい一群の出願について、まとめて審査する。必要に応じ、出願人から出願群に関する技術的な背景の説明を行う。

2. 欧中間での新たな取組（2014 年 6 月 5 日釜山にて発表）

2012 年の第 5 回五庁長官会合で議論推進が合意されたグローバル・ドシエ (Global Dossier) について欧州特許庁と中国国家知識産権局（特許庁）は新たなサービスの開始をしたと発表しました。グローバル・ドシエとは、各庁のドシエ（包袋）情報等を仮想的に統合し、一元的なサービスを提供する共通システムを構築する将来ビジョンで、今回のサービス開始により欧州特許庁の包袋書類閲覧システム (European Patent Register) で中国のファミリー案件の審査書類の閲覧が可能となりました。ただし、対象となるのは 2010 年 2 月 10 日以降の中国出願案件で、中国語の関連書類と中国特許庁から提供された英訳文（機械翻訳）の閲覧が可能です。

以上